

平成30年度事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

1. 釣り指導員養成事業

①釣りインストラクター講習会・資格試験

釣りインストラクター資格取得、登録のための養成講習会及び資格試験を本年度は、下記の3会場において開催し事業を実施する。

・東京会場 ・大阪会場 ・岩手会場

②本年度はフィッシングマスター講習会を開催しない。

2. 遊漁安全対策推進事業

①遊漁船業者等安全講習会の開催事業

遊漁船利用者等の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用の確保と、遊漁船業者等の安全意識の向上等を図るために、海事関係、漁業関係等法令の遵守、及び事故防止について、専門家による遊漁船業者、遊漁船業務主任者等を対象に安全講習会を全国で開催して事業を実施する。

②派遣指導実施事業

遊漁者に対し、安全及び遊漁に関する規則等の遵守について指導を行いマナー、ルール、環境保全、釣り場利用秩序の確保等を周知させるため各種イベント等に釣り指導員を派遣して事業を実施する。

③遊漁船業実態調査事業

遊漁船事故率の高い地域等について現地実態調査し、事故発生の背景となっている要因について分析を行う。

④検討委員会

①と②と③の事業を実施するに当たり、専門委員による検討委員会を年2回開催し事業実施のための計画と評価を行う。

3. 遊漁船業務主任者講習会の開催事業

遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業務主任者の資格取得又は更新(5か年毎)に必要な講習会を、遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係を確保するため開催して事業を実施する

遊漁船業務主任者講習会のためのテキストを作成及び便宜の提供を行う。

4. オリジナル商品販売の推進

国土交通省の関係法令改正に伴い、平成30年2月からすべての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。それにより釣り人への安全指導と啓発活動を行う（一社）全日本釣り団体協議会及び釣り指導員が果たしていくべき役割は今まで以上に重要になると考えられます。

そのためオリジナル商品を製作し安全指導には必須のライフジャケット（全釣り協、JOFI118の文字入り）と、矢口高雄氏デザインのワッペン、ステッカーの販売を行い団体の活動充実と広報に役立てる。

5. 組織の拡大と財務基盤の強化に向けて

全国に新たな釣り団体協議会の設立のため地元の釣り団体と釣りインストラクター資格者が協力できる体制作りを事務局から調整指導していく。また賛助会員の獲得のため未加入の企業及び関連団体に向けての加入をさらに推進する。

6. 遊漁関係組織と積極的な情報交換と事業協力

水産関係、環境関係、海上・国土保安関係官庁との連絡を密にし、釣りに関連する公益法人の行う各種の活動に参加・協力するとともに、全国規模で行われる釣り教室や環境保全のための清掃活動、安全指導イベント等には正会員団体・釣りインストラクター連絡機構が積極的に参加する。

7. 正会員団体及び遊漁関連団体との事業調整・協力

遊漁に関連する関係省庁・地方公共団体等からの要望伝達の窓口としての役割を果たし正会員はもとより会員以外の釣りクラブや一般釣り人、マスコミからの問い合わせなどにも幅広く対応していく。

また地域、ジャンルの異なる団体相互間の連絡及び組織の活動支援を行う。

8. 釣り指導員研修会の開催

釣りインストラクター、フィッシングマスター（釣り指導員）の資質向上と相互連絡強化のため、全国規模のフィッシングショー等の機会や場所を利用して、時宜に即した課題について専門家の講演と会員相互の話し合いを行う。

9. フィッシングショー会場での広報活動

“ジャパンフィッシングショー2019”の会場に、（一社）全日本釣り団体協議会ブースを開設して広報活動を行う。「全釣り協だより」等の情報誌を通じて全国で活躍する全釣り協の会員及び釣りインストラクターの活動を紹介することにより広く釣りファンにアピールしてゆく。

10. 公益的活動の社会的理解向上と組織の拡大

自然と触れる機会が減少し趣味の多様化時代ではあるが、釣りは国民の健全なレクリエーションであるとの社会的理解を向上させ且つ、会員自らが当協議会の行う活動が公益的なものであるとの認識を深めていく為に、水産庁及び関連団体との情報交換会等の場へ積極的に参加する。

“全釣り協だより”（釣りインストラクターニュース）を発行し、ホームページ内容を充実させ、そこから発信される情報によって全国で活躍する会員が活動しやすい環境を醸成していく。